

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

(医療 DX とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術の活用によって医療の質や効率を向上させる取り組みのことです)

2024 年診療報酬改定により「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。

これは、訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用することで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供するものです。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

【対象】

医療保険による訪問看護をご利用の方

【施設基準】

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - ア. 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - イ. マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

※資格情報の提供はご利用者さま、および代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2025 年 6 月

訪問看護ステーションなんたん